

文初高第475号  
平成10年11月24日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長  
国立久里浜養護学校長

殿

文 部 省 初 等 中 等 教 育 局 長  
辻 村 哲 夫

文 部 省 教 育 助 成 局 長  
御 手 洗 康

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令  
及び学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）（抄）

先の第142回国会において成立した「学校教育法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の改正の趣旨及び概要については、既に本年6月26日付け文部省初等中等教育局長及び教育助成局長通知（文初高第475号）により通知したところですが、この度、同改正を受け、別添1のとおり、学校教育法施行令等の関係政令の改正を行う「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成10年政令第351号）」（以下「改正政令」という。）が平成10年10月30日に公布され、平成11年4月1日から施行されることとなりました。

また、別添2のとおり、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年文部省令第38号）」（以下「改正省令」という。）が平成10年11月17日に公布され、平成11年4月1日から施行されることとなりました。

（略）

第二に、高等学校の入学者選抜の改善については、平成8年7月19日及び平成9年6月26日の中央教育審議会答申における提言等を踏まえ、平成9年11月28日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜の改善について」により通知したところですが、中高一貫教育制度の実施にあわせ、高等学校の入学者選抜について、生徒の多様な能力、適性等を多面的に評価するとともに、一層各高等学校の特色を生かした選抜を行いうるよう、その選抜方法について設置者及び各高等学校の裁量の拡大を図るための学校教育法施行規則の規定の整備を行っています。

これらの概要及び留意点については下記のとおりですので、十分にご了知の上、各都道府県等における中高一貫教育実践研究事業等を通じ、中高一貫教育の推進に向けた積極的な取組みをいただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会及び各都道府県知事におかれては、域内の市町村教育委員会、所轄の学校及び学校法人等に対しても本件につき周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第1 中高一貫教育制度の実施に伴う中等教育学校等に係る関係規定の整備 (略)

### 第2 高等学校入学者選抜の改善

(1) 現在、高等学校の入学者選抜については、調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績等を資料として行うこととなっており、特別の事情のあるときは、調査書又は学力検査の成績のいずれかをを用いないことができることとなっているが、調査書及び学力検査の成績のいずれをも用いずに行うことはできないこととなっている。今回の改正は、施行規則第59条第3項のただし書を削り、調査書及び学力検査のいずれをも用いず、他の方法によることを可能とすることとしたものであること。

(施行規則第59条第2項及び第3項関係)

(2) 高等学校の入学者選抜の改善については、平成5年2月22日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜について」及び平成9年11月28日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜の改善について」を踏まえて、選抜方法の多様化と評価尺度の多元化の観点から様々な取組が行われているところであるが、平成9年6月の中央教育審議会答申及び同年11月の上記通知において示しているように、生徒の多様な能力・適性等を多面的に評価するとともに、各高等学校の特色を生かした選抜を行うためには、その選抜方法について、都道府県レベルにとどまらず、各高等学校レベルで一層工夫を生かした方途を講ずることができるようにする必要がある。

今回の改正は、このような考えの下に中等教育の多様化を推進する中高一貫教育制度の実施にあわせて、高等学校の入学者選抜の方法について、設置者及び学校の裁量の拡大を図ることとしたものであること。

# 中央教育審議会第2次答申（抜粋）（平成9年6月26日） 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」

## 第2章 大学・高等学校の入学者選抜の改善

### 第1節 過度の受験競争の状況

過度の受験競争の緩和の問題は、これまでも、第14期中央教育審議会や大学審議会において取り上げられ、種々改善のための努力がなされてきた。第15期中央教育審議会は、第一次答申において、こうした提言や改善のための努力を評価しつつも、[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむためには、過度の受験競争の緩和が必要であると指摘したところであり、我々は、そうした認識の下、この問題についての審議を深めてきた。

受験競争については、後述するとおり、少子化が進む中で、長期的に見ると、大学や高等学校の全体の収容力という意味で総じて緩和されるものと考えられる。しかしながら、塾通いの増加や受験競争の低年齢化に象徴されるように、大学・高等学校、とりわけ、特定の大学・高等学校をめぐる受験競争は依然として厳しく、多くの子どもや親を巻き込んでいるというのが現状であり、こうした事態は、少子化の進行により、解決されるわけではない。

受験競争に巻き込まれている子どもたちについては、小さいころから、いわゆる「よい大学」への進学を意識し、そのため、生活全体から[ゆとり]が失われるという状況が見られる。そして、過度の受験勉強に神経をすり減らされ、様々な生活体験、社会体験、自然体験の機会を十分に持つことができず、豊かな人間性をはぐくむことが困難になっている。特に、小学生の子どもたちが、夜遅くまで塾に通うといった事態は、決して望ましいことではなく、憂慮すべきことと考える。

また、過度の受験競争は、高等学校以下の学校段階における教育や学習の在り方を、受験のための知識を詰め込むことに偏らせる傾向を招き、自ら学び、自ら考える教育への転換を図るというこれからの学校教育が目指す方向性との乖離を少なからず生じさせている。

もちろん、受験競争の緩和については、誰もが満足するような解決策を見出すことは困難であろう。すなわち、特定の学校に希望者が集まった場合に何らかの方法によって選抜を行うことは不可避であり、また、選抜を通じて一人一人の多様な能力・適性や意欲、さらには様々な努力や体験を的確に評価し、社会の流動性を確保するという意味で、一定の競争が存在し、それが必要なことは否定できない。また、学校生活や社会生活において様々な形で競争があることは不可避であり、人々が個性や能力を発揮したり、社会全体の活力を維持していく上でむしろ必要なこととも言える。努力という行為なしに、志望する大学へ進学できるというような解決策を見出そうとすることは適切とは言えない。しかしながら、今日の我が国では、様々な競争が、大学あるいは高等学校への入学を目指して、一つの価値尺度に過ぎない18歳あるいは15歳時点での知識量の多寡を競

い合うという形で集約されて現れるというきらいがある。そうした単一の尺度の下では、子どもたちの努力がいかに多くの点数を効率よく獲得するかということだけに向けられ、また、低年齢の子どもたちまでもが競争に巻き込まれ、先に述べたような様々な弊害が生じてきているのである。このような在り方は関係者の最大限の努力によって是正されていくべきであると考えている。

我々は、このような過度の受験競争の現状を踏まえ、[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむというこれからの教育のあるべき姿を実現するためには、過度の受験競争の緩和が必要であることを改めて確認した。そして、子どもたちの多様な能力・適性を伸長するためにも、それが不可欠であると考えた。こうした基本的な考え方に立って、以下、大学・高等学校の入学者選抜の改善について種々検討を行った。また、過度の受験競争の問題は、形式的な学（校）歴を重んじる国民の意識や企業・官公庁の採用・人事の在り方等が影響していることもあり、学（校）歴偏重社会の問題について検討を行った。

21世紀の我が国社会を豊かで活力あるものとしていくため、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会」、すなわち生涯学習社会への移行を図っていくことが求められている。18歳の時点でどの大学に入学したかといったことの評価に重きが置かれ、過度の受験競争が展開されるといった状況は、生涯学習の理念を実現するという観点からも、是正されなければならない。経済構造が変化し、社会の価値観が多様化するなど、我が国社会が先行き不透明な変化の激しい時代を迎えるということを考えると、18歳の時点での試験の合否は、もはやかつて程の大きな意味を持たないようになり、その後の人生においていかに学び、真の実力を身に付けていくかが重要となってくるということを強調した上で、以下、具体的な提言を行うこととしたい。

### 第3節 高等学校入学者選抜の改善

#### (1) 高等学校入学者選抜の現状とこれまでの様々な改善の努力—変わりつつある高校入試

高等学校入学者選抜については、第14期中央教育審議会の答申及び高校教育改革推進会議の報告等を踏まえ、選抜方法の多様化や選抜尺度の多元化を図る観点から、これまで逐次改善の努力が進められてきたところである。具体的には、各都道府県や学校において、推薦入学の実施、調査書と学力検査の比重の置き方の弾力化、学力検査の工夫、調査書の評価や活用の工夫、面接・小論文・作文・実技検査の実施、入学定員を区分した異なる方法・尺度による選抜の実施、受験機会の複数化などについて改善が進められてきている。

高等学校の入学者選抜の改善状況（平成9年度）について、公立の場合、これらを実施している都道府県数で見ると、推薦入学、学力検査の工夫、調査書の評価や活用の工夫、面接・小論文・作文・実技検査といった取組については、7割以上の都道府県で実施されており、相当の改善の広がりがうかがえる。例えば、推薦入学については、46都道府県で実施されている。学力検査の工夫については、実施教科の傾斜配点を行っているところが36都道府県となっており、そのうち14県では、自己申告した教科や得点の高い教科について傾斜配点を行っている。調査書の評価や活用の工夫については、観点別学習状況の欄を設定しているところが41道府県、ボランティア活動・奉仕活動の評価を行っているところが47都道府県に達している。さらに、面接を実施しているところが47都道府県、小論文・作文を課しているところが34道府県、実技検査を行っているところが45都道府県に上っている。

また、私立の場合も、推薦入学や面接については、7割以上の学校で実施されているなど改善のための努力が払われている。

子細に見れば、調査書と学力検査の比重の置き方の弾力化、学力検査における実施教科数の工夫、入学定員を区分した異なる方法・尺度による選抜、受験機会の複数化といった取組を実施している都道府県は少数にとどまっている。また、ここまで述べてきた様々な改善を実施している都道府県についても、普通科を中心に必ずしも多くの高等学校で取り組まれていないところが含まれているなど、一層の取組の余地を残しているが、総じて種々の改善の努力によって、高校入試が着実に変わりつつあると評価するところである。しかしながら、後述するような課題が依然として存しており、これを克服するため、更なる改善が求められていると考える。

#### (2) 高等学校入学者選抜の改善の基本方向

##### ① 高校進学率の向上と高等学校入学者選抜の課題

今日、高等学校は、96.8%（平成8年度）に達する進学率に示されるとおり、正に国民的な教育機関となっている。そして、そうした進学率の向上等に伴う生徒の能力・適性や意欲・関心の多様化に対応し、高等学校教育を個性化・多様化することが一層必要

となっており、現にそのための様々な努力が払われている。しかしながら、現実には、受験競争が熱を帯びる中、多くの高等学校は大学進学、とりわけ影響力のある特定の大学への進学の実績を競い合っており、大学入学者選抜が学力試験を偏重し、知識の量を問う傾向が強いこととあいまって、偏差値という画一的な尺度による高等学校の序列化を招来していることは否めない。そして、少子化が進む中で、高等学校全体の収容力という観点からすれば、すべての進学希望者を受け入れることはほぼ可能となっているものの、大学進学に有利とされる高等学校の普通科、とりわけ影響力のある特定の高等学校をめぐる受験競争は依然として厳しく、多感な時期の子どもたちに大きな心理的負担となっている。こうした現状に対し、子どもたちに「ゆとり」を与え、「生きる力」をはぐくむ観点から、更に一層の改善のための努力が求められている。

もとより、高等学校への進学をめぐる受験競争は、大学への進学と密接に関連しており、これを緩和し、高等学校教育の個性化・多様化を進めるためには、大学入学者選抜の改善を進めることが不可欠と考えられる。しかし、このことは、高等学校入学者選抜の改善を図る必要性それ自体をいささかも否定するものとは言えない。我々は、高等学校入学者選抜それ自体の在り方が、中学校以下の教育や社会に与えている影響を直視し、今後進められる大学入学者選抜の改善と併せて、その改善に一層努める必要がある。

現在、高等学校入学者選抜については、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化、受験機会の複数化、推薦入学の改善など様々な改善が進められているが、いまだ狭い意味での学力の評価に重点が置かれるなど画一的な点が多く、子どもたちの多様な個性や能力・適性を必ずしも十分に評価するものになっていない状況にある。高等学校への進学率が高まり、高等学校教育の個性化・多様化が進みつつある現在、「高等学校が、いかに自校にふさわしい者を選抜するか」という視点だけでなく、「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が、いかに自分にあった進路を的確に選択できるようにするか」という視点を一層重視して改善を進めていく必要がある。

## ② 改善の基本方向

子どもたちに「ゆとり」を与え、「生きる力」をはぐくむという基本的な観点に立った、高等学校入学者選抜の改善の基本方向として、高等学校教育の改革を含め、次の六つの方向を提示したい。

- (a) 大部分の子どもたちが高等学校に進学しているという現状を踏まえ、中学校・高等学校間のハードルをより低くしていくことが必要。
- (b) 各学校・学科の特色に応じ、生徒の多様な能力・適性などを評価するため、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化に一層努めることが必要。特に、公立高等学校については、各都道府県レベルにとどまらず、学校レベルの選抜方法の多様化が必要。
- (c) 「ゆとり」の中で「生きる力」をはぐくむという中学校以下の教育の改善の方向を尊重した入学者選抜の改善に努めることが必要。

(d) 入学者選抜の改善に関しては、国公立を通じ、特に普通科の高等学校について取組を進めることが重要。また、一部の国私立の高等学校における学力試験を偏重した入学者選抜について改善が必要。

(e) 以上のような入学者選抜の改善を進めるためには、高等学校と中学校との連絡協議の充実、高等学校に関する情報提供の充実など様々な条件整備や、進路指導の改善など関連する施策を進めることが必要。

(f) 入学者選抜の改善とともに、高等学校教育の多様化を進めることや、高等学校教育全体を柔らかなシステムとしていくこと（編入学や転入学の枠の拡大、休学や復学の弾力的運用、学校間連携の拡大など）が必要。

### (3) 高等学校入学者選抜の改善等の具体的な取組

#### (A) 入学者選抜の改善の在り方

まず、(2)において述べた改善の基本方向を踏まえ、具体的にどのように入学者選抜の改善を進めるかについて述べたい。

##### ① 中学校と高等学校のハードルをより低くする取組

高等学校への進学率は、96.8%（平成8年度）に達しているが、このように多くの子どもたちが高等学校で学びたいという意欲を持っていることは積極的に評価すべきである。こうした中で、現在の高等学校入学者選抜が、多感な時期にある中学生に対し、必要以上に重い心理的な負担を強いたり、中学校教育から「ゆとり」を失わせているとの指摘は重く受け止めなければならないのであり、高等学校入学者選抜のハードルをより低くしていくことが必要である。特に、多様な能力・適性や意欲・関心を持つ子どもたちが、自分に合った進路をいかに的確に選択できるようにするかという視点に立って、子どもたちをふるい落とすことに重点を置くのではなく、子どもたちの優れた面を積極的に評価することを目指し、後述するように選抜方法の多様化・評価尺度の多元化や推薦入学などを更に進めていくことは、今日極めて重要である。

特に、学力試験については、1点の差を争わせるのではなく、一定以上の点数が取れば足りるという基本的な考え方に立って取り扱うことが望まれる。選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を進める中で、生徒の多様な能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などを様々な観点から評価していく場合、1点差刻みで合否を決することに意義を見出すことはできない。具体的には、学力試験において一定以上の点数を得ていれば、他の資料によって選抜を行っていくという方法が広く進められていくべきであると考えられる。その際、学力試験による評価を、現在広く行われているいわゆる総点主義によらず、子どもたちの得意な教科に着目して行うということも検討されてよい。さらに、入学定

員についても、これを厳格に運用するのではなく、各高等学校において自校の教育を受けるのに適当と考える水準に達していれば、ある程度の幅を持って合格とするなど、弾力的に扱っていくことも考慮されてよい。

学力試験の実施教科の取扱いについては、現在、私立高等学校の場合、約半数が3教科となっているが、公立の高等学校の場合はほとんどが5教科となっている。公立高等学校においても、調査書等との組合せを考えながら、各高等学校や学科の特色に応じ、教科数や教科の指定についても、更に多様化が進むことが望まれる。

受験機会の複数化や第2次募集の実施、特に、前者については、これを実施している県が9県（平成9年度）にとどまっているなど、いまだ取組が十分とは言えない。今後は、学校・学科等の特色に応じ、更に積極的に取り組んでいくことが望まれる。

なお、後述する中高一貫教育の選択的導入については、子どもたちに対して、入学者選抜を経ずに高等学校の段階へ進学する途を選択する機会を提供するものであり、中学校と高等学校のハードルを低くする取組の方向に沿うものとしても大きな意義を持っていると考える。

## ② 選抜方法の多様化や評価尺度の多元化

選抜方法の多様化や評価尺度の多元化については、多様化や個性化を理念とする高校改革が進む中で、各高等学校や学科が自らの特色に応じて選抜を行う必要が高まっていることから、これまで以上にその推進が強く求められる。また、知識の量といった狭い意味での学力だけでなく、子どもたちの多様な個性や能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などについて、様々な観点から、優れた面や長所を積極的に評価していくためには、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化が不可欠であり、こうした取組により、生徒の選択の幅が一層広がるものとする。

具体的には、子どもたちの多様な個性や能力・適性を一層多面的に評価する観点から、調査書と学力試験の比重の置き方を一層弾力化したり、小論文・面接・実技検査の実施、各種の技能審査や文化・スポーツ活動・ボランティア活動などの評価などを適切に組み合わせるべきである。また、同一高校の同一学科において、複数の選抜基準を導入して選抜を行っていくことは、生徒の選択の幅を広げるとともに、高等学校にとっても、多様な生徒を受け入れることになり、学校の活性化を促すものとする。

特に、現在、高等学校入学者選抜において、最も重要な資料となっている調査書と学力試験の活用については、一層多様な取組が期待される。例えば、都道府県レベルにとどまらず、各学校や学科の特色に応じ、調査書と学力試験の比重の置き方を変えることや、推薦入学以外でも学力試験を課さない選抜を行ったり、他方、学力試験だけで調査書を用いない選抜を行うことなどが考えられる。また、学力試験において教科間で傾斜配点を行ったり、子どもたちが教科を選択したり、教科の設問に選択肢を与えたりすることも有意義と考えられる。さらに、学力試験と調査書により、一定の水準に達してい



ることが判定できれば、調査書の活動記録や学校外活動等の別の要素で合否を決定するというような方法も積極的に取り入れられてよいと考える。なお、調査書を用いず、学力試験の成績を主たる選抜の資料とすることは、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の一環として、生徒が自分に適した選抜方法を選択するという意味で意義があると考えられるが、高等学校の入学選抜において、学力試験を偏重する傾向を助長しないよう、定員の一部、あるいは、一定の地域の一部の学校に限って実施するなどの配慮をしていくべきである。

選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の一環として、選抜資料の多様化が図られることは、生徒一人一人の多様な個性や能力・適性をよりきめ細かく評価する上で有効な方法と考えられる。従来、推薦入試などの場合を除けば、基本的に学力検査の成績と中学校から送付された調査書を中心とした選抜が主流であったが、生徒の明確な進路意識や高等学校における学習活動や学校生活への意欲などを一層重視していくため、生徒や必要に応じ保護者が、その学校へ進学したい動機やそこで学びたいこと、学校外の活動を含め中学校時代に主体的に学んだ事柄などを記述した書類を選抜資料として用い、これを積極的に活用することも有意義と考えられる。

なお、近年、登校拒否の子どもは増加しつつあり、高等学校入学選抜の在り方を考える上でも、そうした子どもたちへの配慮を行うことは重要になってきている。高等学校の入学選抜において、中学校から提出する調査書などが重視されるという現在の枠組みは、登校拒否の子どもたちにとって、心理的な負担となるのみならず、調査書が低い評価となることが考えられる。登校拒否であっても、高等学校で学ぶ十分な意欲や能力を持っている子どもについては、これをより適切に評価していくことが望まれるのであり、そのためにも上記のような選抜資料の多様化とその活用を図ることは有効な方途と考えられる。

また、障害のある者については、これまでも選抜の実施に当たって様々な配慮がなされているところであるが、ここで提言した選抜方法の多様化や評価尺度の多元化のための様々な取組は、ペーパーテストによる学力試験だけでは不利な立場に置かれることもあるこれらの者に対する適正な評価にも資するものと考えられる。そして、これらの取組の実践に当たって、障害のある者への一層の配慮が求められることはもちろんである。

我々は、以上のような様々な取組が、国公立を通じて進められていくことを期待するものであるが、公立の高等学校入学選抜における選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を一層推進していくためには、各都道府県教育委員会が指導的な役割を果たす一方で、一定の範囲で具体的な選抜方法について各高等学校の判断にゆだねていくことが必要である。

### ③ 中学校以下の教育の改善の方向を尊重した入学選抜の改善

大学入学選抜の改善の節でも述べたとおり、第一次答申においては、[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむことを提言したところである。中学校以下の教育は、その

実現を目指し、知識を教え込む教育から、自ら学び、自ら考える教育への転換を図ろうとしている。高等学校入学者選抜の改善に当たっては、こうした中学校以下の教育の改善の方向を尊重していくことが求められる。

具体的には、まず、調査書の活用の在り方について考えることが必要である。高等学校入学者選抜においては、これまでも調査書は重要な資料として取り扱われてきているところであるが、その一層適切な活用を図っていく観点から、学習成績の記録だけでなく、例えば、特別活動の記録、学校内外における文化・スポーツ活動やボランティア活動の記録、趣味・特技の記録、運動能力の記録などといった様々な活動の記録を積極的に評価したり、また、学習記録についても、各高等学校や学科の特色に応じて、異なる方法によって評価するなどの工夫が望まれる。

学力試験については、[生きる力]が自ら考える力であり、今後はこうした力を身に付けているか否かによって学力を評価すべく、学力観の転換を図ろうとしていることを踏まえ、単に知識量を問うような問題はできるだけ避け、思考力を問う問題の出題を一層工夫していくべきである。また、教科の枠にとらわれない総合問題についても、研究を進めていくことが望まれる。

さらに、一部の国私立高等学校において、学力試験を偏重した入学者選抜が行われており、こうした入学者選抜は、中学校以下の教育について、受験のための知識を詰め込む傾向を招くとともに、学校教育と受験勉強の乖離を招くものであり、その在り方の見直しを求めたい。また、こうした一部の学校において、いわゆる難問や奇問など、中学校教育の趣旨を逸脱した出題がなされており、その是正を強く求めたい。なお、高等学校入学者選抜の問題ではないが、これらは、一部の国私立中学校の入学者選抜においても同様であり、改善を強く要請したい。

#### ④ 推薦入学の改善

推薦入学については、既に普通科を含めてかなり積極的に取り組まれているところであるが、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化の一環として、今後とも積極的に活用されることが望まれる。

また、推薦入学については、学力試験では評価できない、生徒の多様な個性や能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などについての優れた面を重要視することが可能であり、こうした面をより積極的に評価することが、推薦入学の意義をより深めることになると考える。したがって、推薦入学において、学校の教育活動の一環として行われた文化・スポーツ活動などについて評価するだけでなく、ボランティア活動など学校外活動についても、更に積極的に評価することが望まれる。

なお、こうした学校外の活動については、中学校が地域の社会教育関係団体やスポーツ関係団体などから報告を受け、中学校における評価を経て、高等学校に資料の提出を行えるようになってはいるが、今後は、こうした学校外の団体が、中学校に対してより主体的に情報を提供したり、中学校側も積極的に受け止める姿勢が重要と考えられる。

さらに、こうした推薦入学の実施に当たっては、中学校教育に悪影響を及ぼさないよ

う、あまり早い時期に行わないようにすることや、一部の私立の高等学校において見られるように学力試験を課すことはしないなど、推薦入学の趣旨にのっとった一定のルールを遵守すべきである。

## **(B) 入学者選抜の改善を進めるための条件整備など関連する施策の推進**

(A) に述べた入学者選抜の改善を進めるためには、関係機関の連携の強化や情報提供の充実などの条件整備を進めたり、進路指導の改善など関連する施策を進めることが必要であり、そのための具体的な取組について述べたい。

### **① 高等学校と中学校との連絡協議体制の整備**

高等学校入学者選抜を改善していくためには、中学校関係者と公私立の高等学校関係者が、相互理解を図りながら、恒常的に連絡・協議を行うことが不可欠である。現在、かなりの都道府県において、連絡・協議の体制は整備されつつあるが、なお、恒常的な連絡・協議の場として十分に機能しているとは言い難い。このため、各都道府県において、行政が支援を行い、体制を整備するとともに、これを積極的に活用していくことを期待したい。

なお、早期化の傾向が見られる入学者選抜の時期については、中学校第3学年の3学期における授業への影響をはじめ、中学校教育への支障がないよう、上記の場を積極的に活用することなどにより、その適正化に努める必要がある。

### **② 進路指導の改善と学校や入試に関する情報提供体制の整備**

大学入学者選抜の改善の節においても述べたとおり、進路指導については、生徒が将来の社会生活についての理解を深め、自らの在り方や生き方を考えながら、将来の自己の進路について模索することを指導・援助していくことが基本であり、これを踏まえつつ、高等学校等への進学や就職に関する指導を充実させていくことが必要である。高等学校への進学に関する指導について見ると、業者テストに中学校が関与することはなくなり、偏差値等に依存した進路指導に関しては、かなり改善が進められてきたが、今後、さらに、生徒が自らの生き方を考え、目的意識を持って主体的に自己の進路を選択・決定するという方向に一層改善を進める必要がある。また、具体的な志望高校についても、自らの能力・適性や興味・関心などを踏まえて、将来の自らの生き方を十分考えつつ、併せて、各高等学校の教育内容や特色を十分理解した上で、選択するという方向で改善を進めるべきである。その際、単に抽象的な進路情報を提供するにとどまらず、高等学校等への体験入学を行ったり、企業等の協力を得て職場実習を実施するなどといった啓発的体験を積極的に取り入れていくことが望まれる。

高等学校教育の個性化や多様化が進むとともに、入学者選抜について、選抜方法の多

様化や評価尺度の多元化が進む中で、中学校においては、これらの情報を的確に入手し、生徒や保護者に提供していくことがますます必要となっている。各高等学校においても、情報の発信に努める必要があり、例えば、体験入学といった試みももっとなされてよい。また、行政においては、情報通信ネットワークを活用し、中学校、生徒や保護者に対する情報提供体制を整備していく必要がある。

### (C) 高等学校教育の多様化と柔らかなシステムの実現

高等学校の入学者選抜の改善を進めるとともに、高等学校教育の多様化を進めたり、高等学校教育全体を柔らかなシステムとするなど高等学校教育の在り方を見直していくことが重要であり、そのための具体策について述べたい。

#### ① 高等学校教育の多様化

過度の受験競争の背景の一つとして、高等学校間の序列意識の問題がある。こうした序列意識については、普通科の学校間だけでなく、普通科と専門学科の間や専門学科の間、さらには、全日制課程と定時制課程の間においても存在する。こうした意識については、直ちに解消することはなかなか困難であるが、それぞれの高等学校が、教育内容の個性化や多様化を進め、特色を発揮することを通じて、意識改革を促していくことが必要である。また、こうした多様化の一環として、生徒の多様な能力・適性等や様々な事情に対応するため、単位制高等学校や総合学科について、改組・転換を含めて、整備を図っていく必要がある。

#### ② 高等学校教育を柔らかなシステムへ

過度の受験競争を緩和するため、高等学校教育への様々なアクセスを可能とし、高等学校教育全体を柔らかなシステムとしていくことは極めて重要である。

こうした観点から、生徒が積極的な進路変更を希望する場合に学校間あるいは学科間の移動を容易にしていくことや、保護者の転勤や帰国等に伴う編入学や転入学について特別定員枠を設け、これを受け入れていくことなどを一層積極的に認めていくべきである。

さらに、高等学校において、社会人特別枠を設けることなどにより、高等学校を中退した後、あるいは、中学校卒業後、社会経験や職業経験を積んでいる者の受入れについて、十分配慮していくべきである。

また、高等学校中途退学者の編入学の受入れについて一層柔軟に認めていくとともに、休学してボランティア活動経験や社会経験・職業経験を積んだ後、学校に復学することを生徒が希望する場合には、弾力的にこれを認めていくべきである。

このような柔軟な受入れを行う上で、既に取得した単位を生かすことができるなどのメリットを持っている単位制高等学校は有効であり、こうした学校の整備を更に進めていくべきである。

また、学校間の序列意識を解消していくためにも、他の高等学校等において学習する機会を拡充することは重要であり、高等学校相互の学校間連携等についても、更に積極的に推進する必要がある。